

どこに相談すればいいの？

子どもを守るために
フィルタリングやアクセス制限について
知りたい！

各携帯電話会社のホームページに子どもたちを守るためのサービスの詳細があります。購入した販売店等で説明を受けることも重要です。

ネット上の掲示板に実名を書き込まれる「ネットいじめ」に
あっています。

学校裏サイトでの書き込みなど学校生活との関連があるものは、まずそれぞれの学校に相談しましょう。必要に応じ、掲示板などの運営者に対し「削除請求」を行うことができます。
【参考：政府広報オンライン(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>)】

身に覚えのないサイトや会社から利用料金をしつこく請求されています。

多くの場合「無視すること」が最も賢明な対処法です。ただし、個人名を特定して請求が繰り返される場合などは専門機関へ相談をしましょう。
【参考：岐阜県 県民生活相談センターTEL 058-277-1001】

コミュニティサイトや出会い系サイトで知り合った人からしつこく誘われ困っています。

児童生徒のみなさんは、すぐに保護者や学校に相談をしましょう。また、つきまといや待ち伏せといった身体的な被害が想定される場合は、必要に応じ、最寄りの警察署等に相談しましょう。

被害にあってしまったら

あわてない！

あわててメールで返信したり、掲示板に直接削除請求をするといったことは避けましょう。メールアドレスや住所・氏名といった大切な「個人情報」を悪用される危険性もあります。どこでどういった被害にあったか「記録をとること」が重要です。パソコンなどでサイトを印刷するなど、被害の事実を明確にしておくとその後の相談や対応に役立ちます。

だれかに相談！

児童生徒のみなさんは、保護者や学校の先生に相談しましょう。あなたが誰かに相談しないようにするために、「おどし」や「わな」があるかもしれません、それにだまされないで相談することが大切です。保護者の方は、必要に応じ専門の相談機関や学校などに相談することが重要です。

よく考えて行動！

掲示板運営者に対する削除請求や架空請求に対する契約無効の証明など、法律で定められた手順に従い対応しなくてはならないものもあります。よく考えて行動し、必要に応じ専門の相談機関に相談することが大切です。

関係機関のホームページURL

岐阜県総合教育センター情報モラル関係資料	http://gakuen.gifu-net.ed.jp/~contents/tyo/newpage1.htm
岐阜県警察サイバー犯罪対策室	http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s18879/hightec/
岐阜県 県民生活相談センター	http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s21605/profile/
法務省インターネット人権相談受付窓口	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

■保護者のみなさまへ

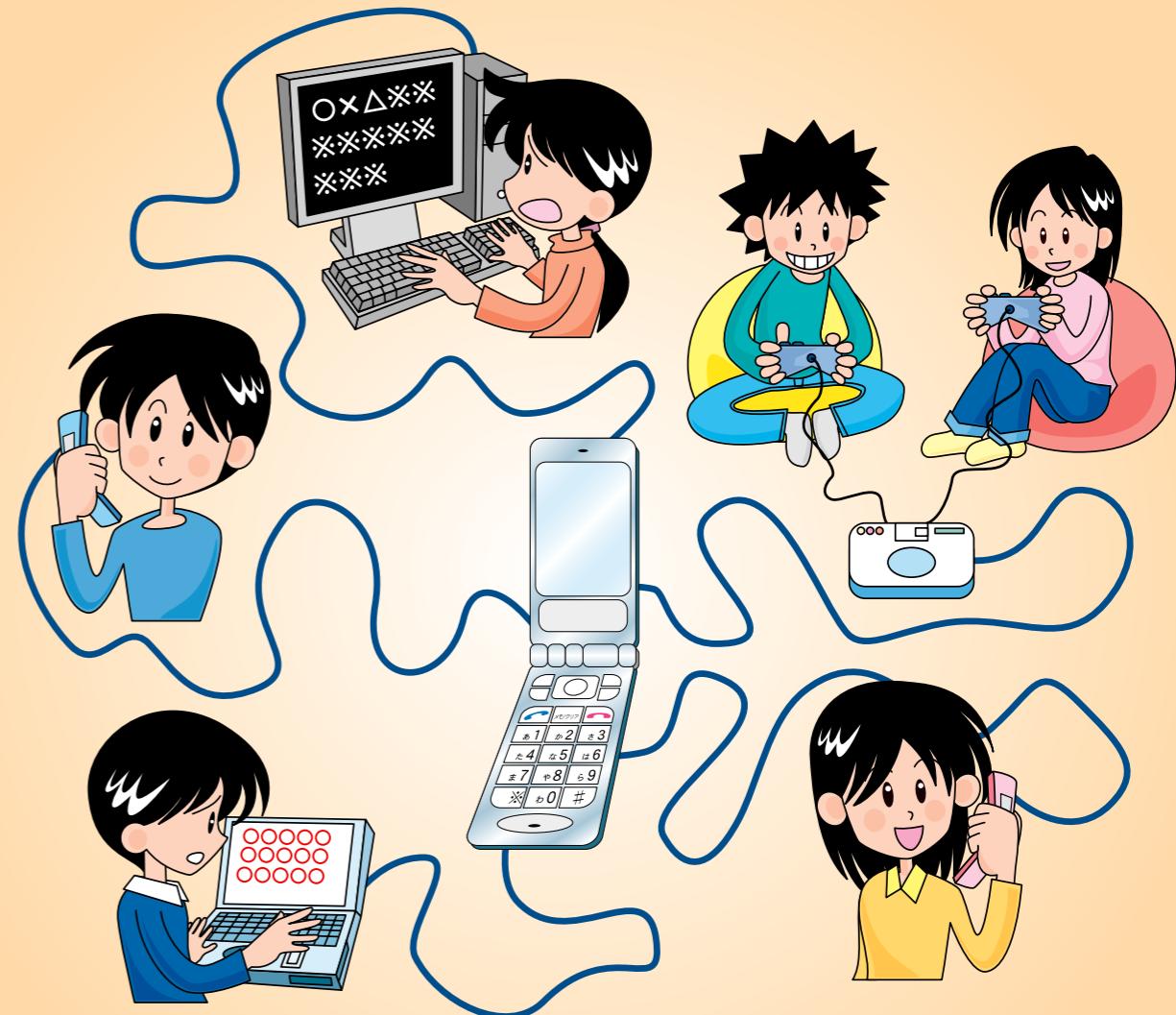
本リーフレットを子どもたちと一緒にご覧いただき、携帯電話やインターネットの安心で安全な利用について話し合っていただいたり、携帯電話が子どもたちにとって本当に必要なか話し合ったりするよい機会にしていただくようお願いいたします。

※本リーフレットに関するお問い合わせ：岐阜県教育委員会教育研修課 058-271-3457



ケータイ・ネットの 安心安全な利用のために

インターネットや携帯電話の普及によって、「ケータイ・ネットのトラブル」に巻き込まれる子どもたちが急激に増えてきました。岐阜県教育委員会では、こういった被害から子どもたちを守るために、このリーフレットを作成しました。保護者の皆様や子どもたち一人一人が正しい知識を持ち、安心で安全な携帯電話やインターネットの利用のあり方について、ご家庭でもご指導ください。



■小中学生の携帯電話の使用について

地域の実情や家庭の事情など、携帯電話の必要性は個人によって大きな違いがあります。家庭で「本当に携帯電話が必要なのか？」ということを、お子様と共に話し合うことが最も重要です。

■学校における携帯電話の持ち込みと使用について

岐阜県のほぼ全ての小中学校では、携帯電話の学校内への持ち込みと校内における使用については原則として認めていません。例外的に持ち込む場合は保護者からの申し出を必要としたり職員室での保管を義務づけたりしています。また、高等学校では各校の基準により決められています。

ケータイ・ネットの安心安全な利用のために



親子で
考える

知る

児童生徒にとっての携帯電話は、もはや電話ではなく、メールやインターネットの端末としての「ケータイ」になっているのが実情です。そこで何が行われ、どんな危険があるのかについて「知る」ことが最も大切なことです。

ネットやケータイのキケンってなんですか？

児童生徒が携帯で利用するサイトの例

ブログ

日記のように簡単に写真や文を公開できる簡易ホームページ。日本では携帯から作成できるものが多い。

プロフ

質問に答えていく形で簡単に自己紹介（プロフィール）のページが作成できる。写真の公開も非常に簡単で女子の利用が多い。

掲示板

自由に書き込みや閲覧ができる。学校裏サイトなど大規模なものや、会員制のものなど様々な形がある。

サブアド

サブアドレスサービス。本来のメールアドレスの他に複数のアドレスをもつことができる。履歴が残らないものもある。

携帯無料
ゲーム

メールアドレスやゲームマネーの交換など、他者と結びつきながら遊ぶものが主流になってきている。



- 住所・名前・学校名・学年といった個人情報を安易に書き込んでしまうことがあります。
- 匿名性を悪用して、他人を傷つける言葉を書き込んだり、違法なものや情報を買ったり売ったりすることがあります。
- 保護者の知らない、見ず知らずの誰かと直接連絡しあうこと（ダイレクトコンタクト）があります。

お子様が加害者になることもあります！

- ネット上には、爆発物の作り方や自殺の仕方など、有害な情報や違法な情報が多く見られます。そういう情報に惑わされ、実際に行動に移してしまい厳しい処罰を受けることがあります。
- いたずらのつもりで書き込んだとしても、殺人・誘拐など人命に関わる被害が考えられる場合は、発信元を特定され厳しい処罰を受けることがあります。
- 携帯ゲーム機にも無線LAN機能が内蔵されるようになりました。保護者の責任による承認（ペアレンタルコントロール）で使用ができます。これを使って他人の家の無線LANに接続し厳しい処罰を受けることがあります。

どんなことに気をつけていけばいいのですか？



■自分を守るために

- ・個人情報を簡単に書き込んだりしない！
- ・見ず知らずの人とつながり（ダイレクトコンタクト）を作らない！
- ・あやしいサイトやメールのさそいにのらない！

■他の人を守るために

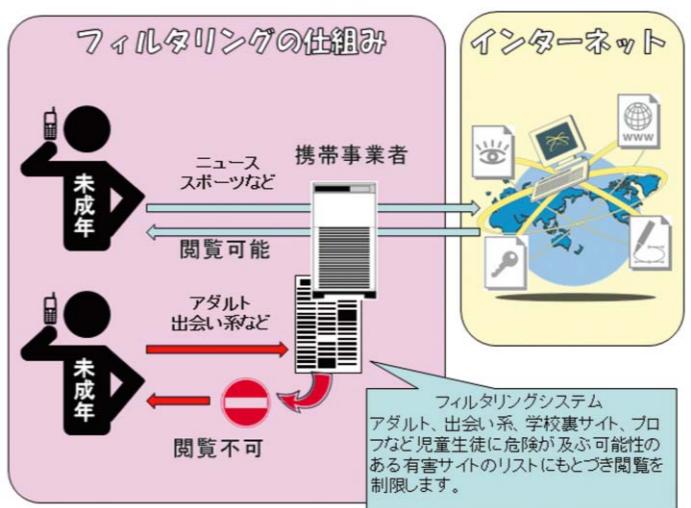
- ・他の人の個人情報を簡単に書き込んだりしない！
- ・相手を傷つけたり悩ませたりする書き込みやメールをしない！

■保護者としてお子様を守るために

- ・見ず知らずの人との直接的なつながり（ダイレクトコンタクト）がないか常に確認する！
- ・フィルタリングサービスやアクセス・通話制限を積極的に利用する。（解除しない！）

有害情報から子供を守る
フィルタリングサービスってなんですか？

- 児童生徒に有害と思われる特定ジャンルのサイトの閲覧を制限するものです。
- 一律の閲覧制限のほか、利用者自身が制限を細かく設定できる機能が拡充されます。
- 2009年1月下旬からほぼ全ての携帯電話会社が実施しています。
- 解除するには保護者の申請が必要となります。安易に解除しないようにしましょう。



備える

子どもたちに安全で安心して利用できる環境を与えるための管理を『ペアレンタルコントロール』といいます。保護者としてフィルタリングなどを有効に活用し、子どもたちを守る「備え」を万全にしていきましょう。